

「商品の選択と購入について考えよう ～クーリング・オフできる？できない？～」

1 あなたが悪質な商法の被害を受けたとわかった時、どうしますか？

2 契約を取り消すことができるのだろうか？

(1) (契約した両者が話し合っ合意できた時)

(2) (未成年者の場合)

教科書の「未成年者の場合」の部分には、どんなことが書いてあるだろうか。

(3) (クーリング・オフ制度:

契約書面を受け取ってから一定の期間内であれば、無条件で契約を解除できる)

<問題> 下のような場合、クーリング・オフができる？できない？

クーリング・オフができるものの記号に○をつけよう！

A 通信販売の場合

※あらかじめ返品についての説明がない場合は、商品を受け取った日から8日以内であれば
返品し、解約できる。

B 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス）

C 電話勧誘され、電話による契約をした取引

D 5万円以上の契約で、一定期間のサービスを受けるもの

（エステティック、語学教室、学習塾、家庭教師、脱毛、シミ・たるみの除去、
歯科漂白など一定の美容医療など）

E 3000円以下の取引

F インターネット販売

G マルチ商法（連鎖販売取引）

答え できる：B、C、D、G

取り消しできる事例の共通点は何かな？

()

3 クーリング・オフをせざるを得ない時のために、はがきを書く練習をしておきましょう。

<別紙を用意>

4 私たちは、なぜ契約を取り消すことができるのだろうか。

自分で考えてみよう！

皆の考えをまとめましょう。